

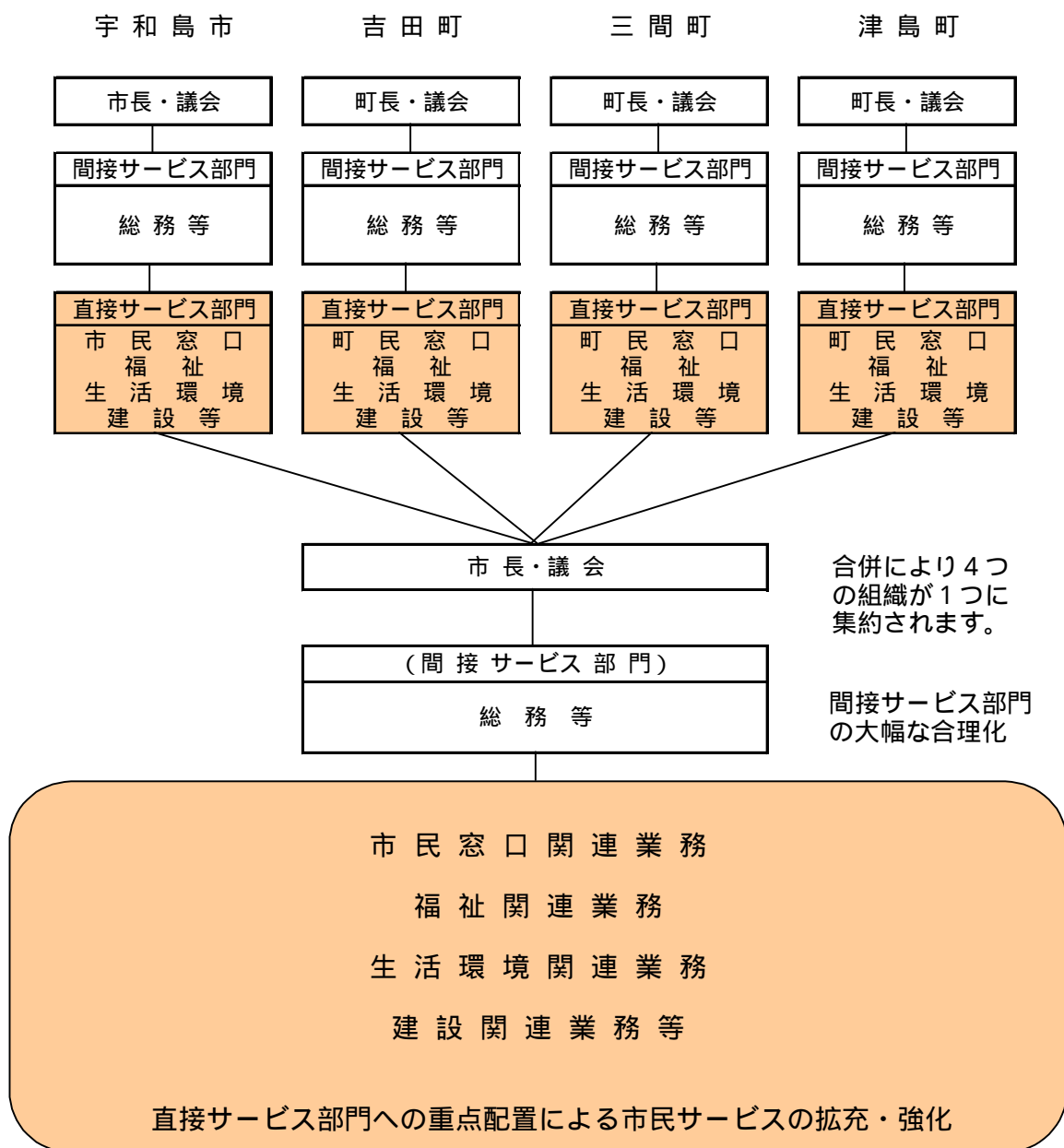
第3章 四市町合併の行財政上の効果

四市町合併による行財政上の効果としては、人件費などの経費の削減効果と、国・県による財政支援措置などがあげられます。

第1節 人員の適正化による長期的な経費削減効果

四市町が合併することにより自治体数が4から1になることで、特別職（首長・助役・収入役・教育長）議員、職員の数が新市の規模に合った適正人数になり、その人件費が減ることになります。また、間接サービス部門の統一により、直接サービス部門への人員配置の強化につながる必要があります。具体的なイメージとしては下図のようになります。

行政経費の削減効果のイメージ



第1項 職員の定年退職による削減効果

平成15年4月1日現在の四市町の職員数（医療関係職員等含む）は、宇和島市が1,130人、吉田町が336人、三間町が97人、津島町が346人で、合計は1,909人です。

また、各市町職員の一般事務職員の定年退職予定調べによると、平成16年度末から平成25年度末の10年間の四市町の退職予定者は、宇和島市が156人、吉田町が44人、三間町が25人、津島町が71人であり、合計で296人の職員の退職が予定されています。

合併に伴う職員の身分については、合併特例法の規定により引き続き身分を保障することとなっています。ここでは、この一般事務職員の定年退職予定者296人についての補充を1/2とした場合の試算を行います。

なお、各年度の定年者数は、定年退職予定調べに基づき、各年度を累計したものとします。

職員削減のシミュレーション（退職者の補充を1/2として推計した場合）

【算式】	
平成17年度	
平成16年度の定年退職者数	: 20名
補充者数	: 20名 × 1/2 = 10名
実質削減数	: 20人 - 10人 = 10人
10年間の削減延人数	: 10人 × 10年間 = 100人
平成18年度	
平成17年度の定年退職者数	: 20名
補充者数	: 20名 × 1/2 = 10名
実質削減数	: 20人 - 10人 = 10人
9年間の削減延人数	: 10人 × 9年間 = 90人
	•
	•
	•
	•
平成26年度	
平成25年度の定年退職者数	: 20名
補充者数	: 20名 × 1/2 = 10名
実質削減数	: 20人 - 10人 = 10人
1年間の削減延人数	: 10人 × 1年間 = 10人

実質削減 人数	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目	10年目	延人数
	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	
H17 10人	10人	10人	10人	10人	10人	10人	10人	10人	10人	10人	100人
H18 10人		10人	10人	10人	10人	10人	10人	10人	10人	10人	90人
H19 20人			20人	20人	20人	20人	20人	20人	20人	20人	160人
•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•
•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•
•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•
H25 15人									15人	15人	30人
H26 10人										10人	10人
合計(150人)	10人	20人	40人	60人	78人	95人	108人	125人	140人	150人	826人

試算すると、合併後 10 年間の職員削減効果は、延人数 826 人（実質削減人数 150 人）となります。

なお、先進地の削減実績を考慮して、四市町の一般事務職員の 1 人当たりの削減効果額を 500 万円に設定し、試算します。

$$500 \text{ 万円} \times 826 \text{ 人} = 41.3 \text{ 億円}$$

の算式により、約 41 億円になります。

**一般事務職員の削減による合併後 10 年間の経費削減効果
（退職者の 1/2 採用とした場合）**

延人数：826 人　実質削減人数：150 人　削減額：約 41 億円

第 2 項 特別職等の人件費の削減効果

特別職等（首長・助役・収入役・教育長）の人件費（給料・各種手当・共済費など）の削減効果は、新市の特別職の給料等の支給額を、現行の宇和島市の支給額が引き継がれるものと仮定して試算します。なお、新市の特別職等の給料等の支給額は、新市で改めて決定されるものです。

現在の四市町の特別職等の人件費（なお、吉田町と三間町は、収入役の職務を助役が兼掌しています。）は以下の表の通りであり、各年度で差引削減額を 10 年分積算すると、約 11.5 億円となります。

特別職等人件費削減のシミュレーション

項 目	1年目	2年目	3年目	・・・	10年目	合計
	H17	H18	H19	・・・	H26	
宇和島市	53,710	53,710	53,710	・・・	53,710	537,100
吉田町	34,380	34,380	34,380	・・・	34,380	343,800
三間町	34,789	34,789	34,789	・・・	34,789	347,890
津島町	46,423	46,423	46,423	・・・	46,423	464,230
合計 A	169,302	169,302	169,302	・・・	169,302	1,693,020
新市 B	53,710	53,710	53,710	・・・	53,710	537,100
差引削減額 A-B	115,592	115,592	115,592	・・・	115,592	1,155,920

特別職等削減による合併後 10 年間の人件費削減額 約 11 億円

第3項 議員定数の削減効果

現行の議員定数は四市町の条例（平成15年4月1日現在）で、宇和島市が25人、吉田町が16人、三間町が16人、津島町が16人で、合計73人と定められています。一方、合併後の新市の法定議員定数上限数は30人であり、その差である43人分の削減効果が発生します。

議員の人件費（報酬・各種手当・共済費など）の削減効果は、新市の議員の報酬等の支給額を、現行の宇和島市での支給額と仮定して試算します。なお、新市の議員の報酬等の支給額は、新市で改めて決定されるものです。

また、合併特例法第6条及び第7条では、合併後も一定の範囲内で議員として在任できる、「議会の議員の定数・在任に関する特例」が規定されています。協議会において、在任特例を7ヶ月間活用することが確認されましたので、その削減額を試算します。

在任特例後の議員の削減人数は43人、議員の人件費は以下の表の通りとし、各年度で差引削減額を10年分積算すると、約12.6億円となります。

議員人件費削減のシミュレーション

単位:千円

項 目	1年目	2年目	3年目	…	10年目	合計	1人当たり 平均
	H17	H18	H19	…	H26		
宇和島市	163,442	163,442	163,442	…	163,442	1,634,420	65,377
吉田町	54,483	54,483	54,483	…	54,483	544,830	34,052
三間町	48,148	48,148	48,148	…	48,148	481,480	30,093
津島町	57,082	57,082	57,082	…	57,082	570,820	35,676
合計 A	323,155	323,155	323,155	…	323,155	3,231,550	
新市 B	202,000	196,000	196,000	…	196,000	1,966,000	
差引削減額 A- B	121,155	127,155	127,155	…	127,155	1,265,550	

議員数の削減効果の試算結果 43人

議員の削減による合併後10年間の人件費削減額 約12億円

第4項 人件費削減効果のまとめ

以上により、人件費削減効果は約64億円と推計されます。

削減対象	削減人数(人)	削減額(億円)
一般事務職員人件費に関する削減額	150	41
特別職等に関する削減額	10	11
議員に関する削減額	43	12
合 計	203	64

合併後10年間の人件費削減額 約64億円

第2節 国の財政支援措置

合併する市町村に対しては、合併後の円滑なまちづくりの推進のために、合併特例法などの規定による多くの財政支援措置があります。四市町の合併においてその措置額は以下の通り算出されます。

第1項 合併に伴う国の財政措置

1 合併特例債による財政措置

(1) 合併市町村のまちづくりのための建設事業に対する財政措置

合併後、10カ年度は市町村建設計画に基づく特に必要な事業の経費に合併特例債を充当できます。合併特例債を充当できるのは、合併市町村の規模などにより算出された標準全体事業費の95%で、さらに元利償還金の70%は普通交付税で措置されます。標準全体事業費は、約364.3億円、起債可能額は約346.1億円と試算されます。

合併特例債起債可能額の試算結果 約346.1億円

(2) 合併市町村振興のための基金造成に対する財政措置

旧市町村単位の地域振興や住民の一体感醸成のために行う基金造成に対し、合併特例債を95%充当することができます。さらに、元利償還金の70%は普通交付税で措置されます。標準的な基金の規模の上限は約30.2億円、起債可能額は約28.7億円と試算されます。

合併特例債起債可能額(基金造成)の試算結果 約28.7億円

2 普通交付税()による措置

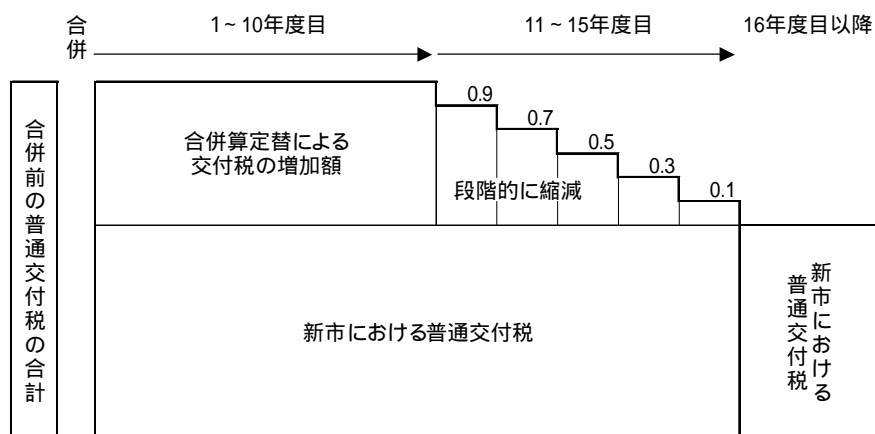
(1) 合併算定替による特例措置

現在の四市町が毎年交付を受けている普通交付税は、地方税など市町村の収入を、市町村が事業や業務を行うのに必要な費用を上回る場合に、その不足分を国が交付するものです。

合併により、普通交付税が合併以前と比べた交付額より低くなると算定された場合、「合併算定替」という特例措置が適用されます。

これは合併以前の普通交付税を合併後10年間保障し、さらにその後5年間で段階的に本来の普通交付税額に減額し、合併16年後から新市が、本来の普通交付税額になるよう、合併による激変緩和措置を講ずるというものです。

合併算定替のイメージ



(2) 合併直後の臨時的経費に対する措置（合併補正）

合併直後における、行政の一体化や行政水準・住民負担水準の格差是正に要する臨時的経費に対して、普通交付税で措置されます。5カ年の合計は約8.7億円と試算されます。

合併直後の臨時的経費(合併補正)の試算結果 5カ年で約8.7億円

3 特別交付税()による措置

(1) 合併市町村に対する措置

平成17年3月までに市町村合併を行った場合、合併年度またはその翌年度から3カ年にわたり特別交付税措置が講じられます。3カ年の合計で約6.7億円と試算されます。

特別交付税の試算結果 3カ年で約6.7億円

(2) 合併移行経費に対する措置

合併関係市町村が速やかな一体性の確立を図るため、合併前に要する電算システム統一等の経費について特別交付税による措置があります。

4 合併市町村補助金

国費による補助として、年額2億円、3カ年で最大6億円と試算されます。

合併市町村補助金の試算結果 3カ年で最大6億円

()普通交付税、特別交付税：地方交付税には、国が、国税の一部を、地方公共団体が等しく事務が遂行できるように、一定の基準により交付する普通交付税と、災害復旧などの特殊事情に交付する特別交付税があります。